

日本金融商品仲介業協会ガイドライン（Ⅰ）

≪ Ⅰ. 乗合取引、Ⅱ. 所属 IFA の自己取引、Ⅲ. 所属 IFA の副業（兼業） ≫

2024 年 10 月 9 日

一般社団法人 日本金融商品仲介業協会

当協会は、会員の行う金融商品仲介業等を公正かつ円滑にし、金融商品仲介業の健全な発展及び顧客の保護に資することを目的としており、会員に対しては「顧客本位の業務運営の徹底」や「適切なガバナンス態勢の整備」を求めています。

今般、当協会は、会員で構成するガイドライン策定・検討委員会において正会員の規範となる事項全般について検討を行い、「Ⅰ. 乗合取引」、「Ⅱ. 所属 IFA の自己取引」及び「Ⅲ. 所属 IFA の副業（兼業）」にかかるガイドラインを策定いたしました。

なお、正会員各社においては本ガイドライン（協会ホームページに掲載する）にご賛同いただき、各社のホームページに本ガイドラインへの取組状況等を 1 年以内に掲載くださるようお願いいたします。

おって、本ガイドラインは、状況の変化等に対応したアップデートを行う場合があることを申し添えます。

Ⅰ. 乗合取引

I-1. 複数の委託証券会社に口座を開けようとする顧客の口座開設理由について、会社（内部管理）として確認し書面（電子書面含む）による記録を保存すること（外務員担当者に確認した記録又は申込書等の書面（または顧客カード）で確認し記録を保存する等）が望ましい。

I-2. 自社を通じて複数の委託証券会社の口座で行われる顧客取引（以下「乗合取引」という）の妥当性チェック及び取引承認プロセス（コンプライアンス部門等による事前承認、記録保存等）についての社内規程やマニュアル等（乗合取引を利用した回転売買の防止を含む）を整備し、適切に運用することが望ましい。

I-3. 乗合取引についてコンプライアンス部門等による事後検証等のプロセスを社内規程やマニュアル等（乗換え勧誘ルールを含む）に定め、顧客毎の乗合取引についてモニタリングすること（同一顧客の売りと買いがセットで行われる等委託証券会社が定める禁止される乗換え勧誘に該当する恐れがある場合にはコンプライアンス部門等の事前承認を受けること、その取引が禁止される乗換え勧誘により行われたものでないことを事後的にもコンプライアンス部門等が補助簿やシステム等に

よりチェックすることが含まれる)が望ましい。

なお、委託証券会社がチェックするとしている乗換の場合は、自社のチェックは省略できる。

II. 所属 IFA による金融商品取引（自己取引）

社内規程を整備し、所属 IFA が会社の指定する証券会社（指定しない場合は代表証券会社）以外で口座を開設しようとするときは口座開設理由を申請させ、また、IFA が金融商品取引法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行おうとするときは、インサイダー取引、投機的利益を目的とした取引その他の不公正取引を防止する観点から、銘柄名や数量等を事前申請させ承認手続きを経る等により所属 IFA の取引を把握および適否の判断を行うことが望ましい。

III. 所属 IFA の副業（兼業）

社内規程を整備し、所属 IFA が副業（兼業）を行おうとするときは事前に副業等を所管する部門に申請し、利益相反の有無や職業倫理、社会的許容範囲などに基づく適否を考慮したうえで許可を得ることが望ましい。勤務する社員 IFA、または既契約の業務委託先 IFA がすでに副業を行っている場合でも、未承認の場合は、あらためて許可を申請し、未許可のまま副業を行う状態を撲滅することが望ましい。

また、社内規程には禁止する副業（兼業）を例示する等が考えられる。

○各社のホームページへの掲載に当たって

各社ホームページ掲載時のタイトルは【日本金融商品仲介業協会ガイドライン（I）への対応について】とし、各社の実情に応じた記載をお願いします。

併せて、当協会ホームページへのリンクをお願いします。

以 上